

平成31年第1回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

平成31年2月28日(木曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 施政方針
- 日程第 7 議案第 1号 長南町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 5号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 6号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 7号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 8号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 9号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 土地の取得について
- 日程第18 議案第12号 長南町道路線の変更について
- 日程第19 議案第13号 長南町道路線の認定について
- 日程第20 議案第14号 平成30年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第15号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第16号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 議案第17号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第24 議案第18号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第25 議案第19号 平成30年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）について
 日程第26 議案第20号 平成31年度長南町一般会計予算について
 日程第27 議案第21号 平成31年度長南町国民健康保険特別会計予算について
 日程第28 議案第22号 平成31年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第29 議案第23号 平成31年度長南町介護保険特別会計予算について
 日程第30 議案第24号 平成31年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について
 日程第31 議案第25号 平成31年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について
 日程第32 議案第26号 平成31年度長南町ガス事業会計予算について
 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	林	義	博	君	2番	小	幡	安	信	君
3番	岩	瀬	康	陽	君	4番	御	園	生	明
5番	松	野	唱	平	君	7番	森	川	剛	典
8番	大	倉	正	幸	君	9番	板	倉	正	勝
10番	左		一	郎	君	11番	加	藤	喜	男
12番	丸	島	な	か	君	13番	和	田	和	夫
14番	松	崎	剛	忠	君					

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	平	野	貞	夫	君	教	育	長	小	高	憲	二	君
総	務	課	長	常	泉	秀	雄	君	企	画	政	策	課	長
財	政	課	長	土	橋	博	美	君	税	務	住	民	課	長
福	祉	課	長	荒	井	清	志	君	健	康	保	険	課	長
産	業	振	興	課	長	岩	崎	彰	君	農	地	保	全	課
建	設	環	境	課	長	唐	鎌	伸	康	君	ガ	ス	課	長
学	校	教	育	課	長	川	野	博	文	君	学	校	教	育
生	涯	学	習	課	長	三	十	尾	成	弘	君	学	校	教

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 大塚 孝一 書記 山本 和人
書記 石橋 明奈

○議長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多用の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

なお、会議に入る前に皆様方にお知らせをいたします。

全国町村議会議長会定期総会が去る2月6日に開催され、この定期総会において町村議会議員の自治功労表彰が行われ、本町の松崎剛忠議員が自治功労表彰を受賞されました。

ただいまから、この栄えある表彰の伝達式を執り行います。

事務局長に進行をさせます。

○議会議務局長（大塚孝一君） それでは、議長の命により進行させていただきます。

この表彰は、町村議会議員として27年在職され、地方自治に特に功労があった方々に贈呈されるものです。

恐れ入りますが、松崎議員、前のほうにお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 表彰状。千葉県長南町、松崎剛忠君。あなたは、町村議会議員として、永年にわたり、地域の振興、発展及び住民福祉の向上に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日。全国町村議会議長会会長、櫻井正人。

○議会議務局長（大塚孝一君） それでは、ここで受賞された松崎議員からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○14番（松崎剛忠君） 皆さん、おはようございます。栄誉ある賞をいただきまして、本当にありがとうございます。これもひとえに議員の皆様方、また職員の皆様方のおかげだと深く感謝しております。ありがとうございます。

27年という長きにわたる功労を表彰させていただきましたが、これからも体の元気が続く限り、町民、また町のためにお仕事させていただきたいと思っておりますので、またひとつよろしくお願いいたします。甚だ簡単ですが、挨拶とかえさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

○議会議務局長（大塚孝一君） ありがとうございました。受賞された松崎議員に心よりお祝いを申し上げます。大変おめでとございました。

以上で、伝達式を終了いたします。

○議長（板倉正勝君） 補足をさせていただきます。

全国議会議長会の中で、長生郡町村の中で、長南町の松崎剛忠君、長生村の東間議員の計2名が町村議会議員の自治功労表彰を受賞されました。それこそ27年間、長きにわたり議員生活をしてきているという人はなかなかおりません。横芝光町で3人ほど受賞された方がおりますけれども、県内においても長く議員をやっている人は減ってきております。松崎議員がこれだけ名誉ある、古参議員ということで、これからも頑張りたいということをお話をさせていただきます。

では、本題に入っていきたいと思っております。

なお、広報係から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

開会に先立ち、町長からあいさつがございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 平成31年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

早いもので、平成30年度も残すところ1箇月となりました。議員各位のご理解、ご協力によりまして、本年度の各事務事業につきましては、概ね順調に推移し、仕上げの段階に入っているところでございます。改めまして、感謝申し上げます。

ただいま松崎剛忠議員におかれましては、町議会議員として7期、27年の長きにわたり、地方自治の振興発展に貢献された功績が認められ、全国町村議会議長会自治功労表彰を受賞されました。

誠に喜ばしく、心からお祝い申し上げますとともに、今後とも町の振興発展、町民福祉の向上に、一層の尽力添えを賜りますようお願いいたします。

さて、本定例会にご提案申し上げます案件は、条例議案10件、土地の取得議案1件、道路線関係議案2件、予算議案13件、人事案件1件の計27件でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成31年第1回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時05分）

◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 大 倉 正 幸 君

10番 左 一 郎 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期の日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生 明君。

〔議会運営委員長 御園生 明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、去る2月20日、委員会を開催し、平成31年第1回定例会の議会運営について協議・検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、条例の制定1件、条例の一部改正9件、土地の取得1件、道路線の変更・認定で2件、平成30年度補正予算6件、平成31年度各会計当初予算7件、諮問1件の計27件が議題とされています。

また、一般質問は、5人の議員が行うことになっており、3月1日に5人全員を行うことといたしました。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日2月28日から3月8日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております平成31年度長南町一般会計予算については、その内容が複雑多岐にわたるため、特別委員会を設置し、これに付託して分科会方式により詳細に審査すべきであるという結論に達しました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成31年第1回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで議会運営委員長の報告は、終わりました。

◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日2月28日から3月8日までの9日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月8日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

事前にお知らせしたところですが、河野康二郎君から平成31年1月8日付で議員辞職願が提出され、議長において同日許可しましたので、報告いたします。

次に、本日、町長から議案26件、諮問1件の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、受理した案件等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました平成30年11月分、12

月分、平成31年1月分の例月出納検査結果、最後に議長並びに一部事務組合議会議員が出席した主な会議の結果については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 行政報告をさせていただきます。

初めに、旧長南小学校の活用についてでございます。

旧長南小学校につきましては、本校舎をリングロー株式会社が運営する長南集学校として活用させるため、先般の平成30年第4回定例会において、財産の無償貸付けに関する議案のご可決をいただき、2月1日に契約を締結いたしました。

今月16日には、校舎の一部改装を行う前に感謝の気持ちで送り出そうと壮行会のイベントが開催され、旧長南小の卒業生や閉校時の関係者など、多数が参加されました。

今後につきましては、3月中に職員室と校長室周辺のリノベーションを行い、4月13日に開校式及び調印式を予定しております。長南集学校の校長として常駐するリングローの鈴木さんは、ご家族で埼玉県から長南町に移住するとのことでもあります。

運営スタート後につきましては、1つにパソコンやスマートフォンなどIT機器の使い方教室や相談受付。

2つ目に、コールセンターとしての雇用の場の確保。

3つ目に、町民参加型のイベント開催。

4つ目に、子育て世代のお母さんが集まりやすい場所の提供。

5つ目に、下校した子供たちの遊び場の提供など、さまざまな面から持続可能な地域づくりに取り組むと伺っております。まずはお茶飲みだけでもよいので、気軽に立ち寄ってほしいとのことでもありますので、議員の皆さまにもぜひ足を運んでいただき、ご利用いただければというふうに考えております。

また、運動場及び体育館についても、4月からは広く町民の皆様に無料でお使いいただけるようにさせていただきます。運動場の団体スポーツ利用と体育館の利用については申請をしていただきますが、校庭の散歩やランニングなど、個人の出入りは申請なしで自由にご利用できることにしております。このことについては、明日発行の広報ちょうなん3月号で周知させていただきたいと考えております。

次に、地域おこし協力隊に係る隊員の内定についてでございます。

募集を行ってございました地域おこし協力隊隊員につきましては、平成30年11月に1名の応募があり、書類選考を経て、翌12月に面接試験を行い、内定の通知を行ったところでございます。

内定者は現在、神奈川県厚木市に在住しており、転入時期等の詳細については調整を行っておりますが、町内に住まいを構え、4月ごろの着任を予定しております。

また、ご本人のプロフィール等は広報ちょうなん4月号で紹介していく予定でございます。

なお、本町の魅力を外部の目から再発見し、内外に発信していく活動を展開してまいりますので、議員の皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます

○議長（板倉正勝君） これで行政報告は終わりました。

◎施政方針

○議長（板倉正勝君） 日程第6、施政方針を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日ここに、平成31年第1回定例議会の開会に際し、平成31年度の予算案並びに議案についてのご審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年は、改元の年にも当たりますことから、町の未来への礎となる大きな転換点と考え、将来を見据えた中で各種施策に積極的に取り組んでまいります。

昨年は、廃校への企業誘致をはじめ、東京家政大学との連携協力もより一層深化し、特産品を使ったレシピ開発のほか、長南小学校の子供たちとの交流、長南フェスティバルでの初出店など、「ふるさと再生」に取り組んでまいりました。ご協力いただいた町民の皆様、関係機関の方々に改めて御礼を申し上げます。

新年度につきましては、「揺るぎない歩みで、確かな未来へ」をスローガンとして、東京家政大学との一層の連携強化、健康ポイント制度の導入、野見金公園の駐車場整備など、本町の特徴を活かした自立的かつ持続的な町づくりに精一杯努力をしていく所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様には、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、我が国の経済状況を鑑みますと、景気は緩やかな回復基調が続いており、良好な雇用環境を背景に個人消費が堅調に推移するものと考えられますが、一方で、海外市場における減速傾向などから、輸出の伸び悩み、経済成長の鈍化も懸念されています。

また、町の財政状況は、平成29年度決算から見ますと、健全な財政運営を判断する指標のうち、実質公債費比率は6.9%、将来負担比率は35.8%と早期健全化基準を下回ってはいますけれども、この指標とも県内では高い水準にあります。

また、財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率は、前年度と比較しますと2.2ポイント増の86.6%、義務的経費は45.5%で、前年度より1.0ポイント減となっており、数値の大きな変動はないものの、予断を許さない状況となっています。

このような状況の中、平成31年度予算につきましては、町税の総額は、前年度と比較して0.9%減少し、依然として自主財源の確保は厳しい状況にあります。事業の実施に当たっては、各基金からの繰り入れなどによる財源措置を行い、前年比0.2%増となる新年度予算を編成いたしました。

初めに、「安心で魅力あるまちづくり」では、本年も引き続き、若者定住促進奨励金を活用した移住・定住人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。また、本年は地域おこし協力隊隊員を1名受け入れ、私たち

が気づかずにいた町の魅力を発見、発信していく活動を展開してまいります。

また、旧長南小学校の活用として、リングロー株式会社が4月より本格的な活動を開始します。同社は中古IT機器のリーディングカンパニーであり、本町では長南集学校として、主要事業であるコールセンター業務のほか、地域の皆様に開かれたITなんでも相談所を運営します。町の中心地におけるにぎわいの創出や、私たちに不足しがちな情報や知識の提供に貢献していただけるものと期待をしております。

次に、巡回バスについては、利用促進策として、全町民を対象としたお求めやすい価格の回数券の発売、運転免許証自主返納者に対する無料化、並びに他の交通機関と関連づけた地域公共交通路線マップの作成、配布を実施してまいります。

町道の整備については、長生グリーンラインと接続される町道利根里線、通学路の整備としての町道長南26号線の整備を継続的に実施してまいります。また、老朽化に伴う道路施設の維持管理につきましては、法令に基づく道路ストック点検として、橋梁及びトンネルの点検を実施し、適切な維持管理と、安心して安全な社会資本の整備に努めてまいります。

地籍調査事業では、事業着手から5年が経過し、概ね順調に進捗しております。また、その事業の成果は正確な地籍情報として次世代へ提供されますので、今後も住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら事業を推進してまいります。

次に、「活気にあふれたまちづくり」では、新たな拠点づくり構想による町の飛躍を目指すべく、残る1校となりました旧豊栄小学校への企業誘致及び西部工業団地計画跡地活用については、重要案件として捉え、スピード感を持って対処してまいります。何よりも地域住民の合意を最優先としながら、慎重に進めていきたいと思っております。

また、地方創生事業については、まち・ひと・しごと総合戦略の最終年を迎え、本戦略に位置づけた54事業について、PDCAサイクルに基づく検証結果を踏まえ、事業を実施してまいりますとともに、国の第2次総合戦略の動向を見据えながら次の段階へステップアップするよう、配意してまいります。

農林業の振興につきましては、国の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、若者が希望を持てる強い農林水産業と、美しく活力ある農山漁村を行政方針に掲げていることから、本年も引き続き、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化、担い手の農地利用を促進し、生産コストの削減につながる施策を展開してまいります。

本町の主要作物である水稲につきましては、就農者の高齢化や後継者不足などから、離農を余儀なくされる農家がふえています。このようなことから、農業委員、農地利用最適化推進委員を中心に、地域での話し合いを積極的に行い、遊休農地の発生防止、解消に努めてまいります。また、引き続き、農地中間管理事業や地域農業推進基金を活用した農地集積等への助成を行ってまいります。

有害獣については、その捕獲数が増加の一途をたどっておりますが、鳥獣被害対策実施隊などを中心に、国県の補助制度を積極的に活用しながら、被害防止策を行ってまいります。

多面的機能支払につきましては、各地区での共同作業が定着してきた中、農地・農業用施設の保全など、さまざまな面での波及効果をもたらしておりますので、引き続き導入地区の拡大、推進に努めてまいります。

平成31年度より新たに交付される（仮称）森林環境譲与税は、その使途として、間伐や人材育成、担い手の

確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。このようなことから、資金の有効活用のため、基金として積み立てるとともに、森林環境事業費としての活用を検討してまいります。

商工業の振興につきましては、健全で活気ある商店街づくりを目指し、引き続き商工会を通じて金融指導、経営改善指導や、資金融資に対する利子補給を行い、商工業活性化に向けた支援をしてまいります。

観光分野におきましては、野見金公園において、今後さらなる観光客の受け入れを行うため、大型観光バスが収容可能な駐車場の整備を進めてまいります。また、広域的観点から、県、観光連盟、各協議会等と連携し、圏域内に存在するさまざまな魅力や資源を結びつけた広域観光ルートの設定やインバウンドの取り組みを行うなど、新たな地域の魅力を発信してまいります。

次に、「豊かな自然と調和した快適なまちづくり」では、災害に強い町づくりを推進するため、自主防災組織の設立に向けた啓蒙・支援並びに、防災訓練の充実により、地域防災力の向上を図ってまいります。

また、防災拠点となるべき役場庁舎の耐震化を図る必要があることから、費用対効果を勘案しながら検討を進めてまいります。

戸建て住宅においては、住宅リフォーム工事や、住宅用太陽光発電設備等の設置に助成をするなど、生活環境の改善や自然エネルギーの有効活用の促進を図ってまいります。

また、地震災害から尊い生命を守るため、旧耐震基準で建築された住宅を対象に、耐震診断及び耐震改修工事の助成を継続し、安全で災害に強い町づくりの推進を図ります。

農業集落排水事業については、引き続き接続率の向上を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

芝原処理区においては、供用開始20年が経過していることから、処理場や管路施設の機能診断を行い、施設の長寿命化を図ってまいります。

ガス事業では、安全・安心を最優先に、安定供給に努めてまいります。近年、経年管対策などの設備投資や労務費などが大幅に増加しているため、ガス料金の改定を視野に入れながら、経営改善に取り組んでまいります。

次に、「生き生きと元気に暮らせるまちづくり」の福祉の分野では、少子高齢化、核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯の増加、児童虐待、生活困窮等の問題を抱えております。また、介護士、保育士など、福祉を支える人材不足は深刻な状況となっておりますので、自助、互助、共助、公助のバランスのとれた福祉の町づくりが必要と考えております。

放課後児童クラブは、支援員や関係者のご尽力により、大きな事故もなく、無事に移設から1年を迎えることができました。引き続き、一貫校の敷地内にあるメリットを生かし、安心・安全をモットーに、児童の健全育成に努めてまいります。

障害者、障害児の福祉につきましては、平成30年度から臨床心理士を長生郡市に配置し、発達障害や心の相談業務の充実を図っています。引き続き、障害者総合支援法に基づき、身近に必要なサービスが受けられるよう支援してまいります。

高齢者福祉では、高齢化率が4割を超えた本町にあっては、町の事業、取り組みの全てが高齢者福祉につな

がっています。これを念頭に、町民の皆様で取り組む介護予防事業のほか、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、包括支援センターを中心に、早期の予防、早期の支援体制を構築してまいります。

介護保険については、平成31年度は、第7期の2年目となります。ここ数年は、介護を必要とする認定者数が比較的安定していることから、介護給付費も安定しておりますが、引き続き、要介護状態になっても、できる限り住みなれた地域で生活が続けられるように、また施設での介護が必要になった場合でも、できるだけ地域の施設で介護が受けられるように、各種サービスの充実に努め、今後も安定的な保険運営に努めてまいります。

また、町社会福祉協議会を通して、高齢者の生きがい対策としての和気あいあい事業、いきいきサロン、独居高齢者への配食サービスなど的高齢者福祉事業を実施するとともに、きめ細かい福祉の充実に努めるため、社会福祉協議会の活動を支援してまいります。

保健事業では、保健センターを拠点として、健康増進を総合的に推進し、町民が健康で安心して暮らせる町づくりを展開します。

また、本年度の新規事業として、町民の健康づくりに寄与できるよう、ちょな丸ポイント事業を実施いたします。毎日のウォーキングや、町の検診など、健康につながる活動への参加で貯めたポイントは景品と交換できることにします。

さらに、東京家政大学との交流事業として、主に壮年期の方々を対象に、健康体力調査を展開してまいります。調査結果に科学的な考え方を示すことで、健康寿命の延伸とともに、将来的な介護予防となるフレイル予防につながる事業と考えております。

乳児健診、特定健診、各種がん検診などの各種検診は、疾病の予防、早期発見、早期治療に向け、受診率の向上に努めてまいります。また、受診後の保健指導、健康相談業務の充実に努めてまいります。

母子保健では、妊娠から出産、育児を支援するため、引き続き、妊婦健診の自己負担に対する助成や各種母子教室を行い、安心して子育てができるよう努めてまいります。

予防接種事業は、定期接種化が進んでいますが、乳幼児のロタウイルス、おたふくかぜのワクチン接種につきましては、引き続き、町の単独負担で実施し、乳幼児から高齢者までの疾病予防に努めてまいります。

国民健康保険事業は、昨年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等において中心的な役割を担っております。被保険者が安心して医療を受けられるよう、円滑な事業運営に努めてまいります。

「人と文化が輝く人間性豊かなまちづくり」では、学校教育においては、町教育振興基本計画の方針に沿って、特色ある長南町教育の推進を図ってまいります。

子供の生きる力の育成では、学習指導の充実や指導法の改善、英語教育と情報教育のさらなる推進、特別支援教育の指導強化を図り、確かな学力の育成と人間性豊かな心を育む教育のため、歴史・伝統・文化理解教育の推進と健康な体と体力を育む教育を推進します。

特色ある教育の推進では、小中一貫教育における連携の具体化や体験活動と地域学習を行うことで郷土を愛する長南っ子を育成します。

また、質の高い教育の推進を図るため、自主的・自律的な学校経営と組織の活性化を目指し、教職員の資質向上や防災と安全教育の推進を図ります。

さらに、学校、保護者、地域の連携協力を推し進め、いわゆる「地域総出の子育て」を具現化していくため学校運営協議会制度を導入し、学校経営の改善、児童・生徒の健全育成に取り組みます。

社会教育については、幅広い年齢層の皆様が、生きがいと楽しさを求め、共に学び、共に楽しむ教室や講座を開催し、より充実した時間を過ごせるよう、積極的に取り組んでまいります。中央公民館の耐震化については、東京家政大学と連携・協力の拠点機能を備えた複合施設として建設を検討してまいります。

青少年の健全育成では、自ら考え主体的に判断し行動できるよう、学校、家庭との連携強化を図り、さまざまな体験事業を実施し、豊かな心の育成を支援いたします。

伝統文化の継承と振興では、本町が誇れる町内の歴史遺産、伝統文化の保護に努めながら、生涯学習や観光、学校教育との連携など、さまざまな分野での活用を図ってまいります。

社会体育においては、町体育協会やスポーツ推進委員と連携を図り、スポーツを通じた健康で明るい町づくりに努めるとともに、活動の拠点となるスポーツ施設についても、適正な維持管理を図ってまいります。

最後に「共に助け合う、ふれあいのあるまちづくり」では、行財政改革の推進では、第5次行財政改革実施計画に基づき、社会経済情勢の変化に対応した、適正かつ合理的な行財政運営を推進してまいります。

本庁舎建設計画については、将来人口を見据え、簡素で合理的な庁舎建設を考えておりますが、議会からのご意見を踏まえ、さらに検討を加えてまいります。

以上、平成31年度を迎えるに当たり、町政に関する私の姿勢を述べさせていただきました。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで施政方針は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時を予定しております。

(午前 9時42分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議案第1号～議案第33号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第7、議案第1号 長南町森林環境譲与税基金条例の制定についてから、日程第33、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から諮問第1号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、平成31年度より国から森林環境譲与税が譲与される予定です。用途としては、森林の間伐や林業の人材育成、担い手の確保、木材

利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされていることから、これを基金として積み立て、必要に応じて活用するため、新たに条例の制定をしようとするものでございます。

次に、議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、長時間労働の是正措置等を講じるため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第5号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第6号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明いたします。本案は、国・県の給与改定に準拠し、議会議員の報酬、特別職及び一般職の給与に関する条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会を設置することに伴い、非常勤の特別職の職を追加するため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第9号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、学校教育法の改正に伴い、放課後児童支援員及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学を加えようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、平成30年度から県が財政の責任主体となったことに伴う一部の賦課方式の改正、及び、平成31年度税制改正を受けて、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第10号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、5年間の時限条例となっており、本年3月31日で適用期間が切れることとなります。この間、町に住宅を取得し定住人口の増加等を目的とした効果が非常に大きい検証結果を得ていることから、引き続き、さらに5年間の期間延長及び奨励金の金額の見直しのため、条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第11号 土地の取得についてでございますが、本案は、上小野田地先の県有地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第12号 長南町道路線の変更についてでございますが、本案は、道路法第10条第3項の規定に基づき、3路線の変更をしようとするものでございます。

次に、議案第13号 長南町道路線の認定についてでございますが、本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、2路線の認定をしようとするものでございます。

次に、議案第14号から第19号までは、平成30年度の各会計に係る補正予算に関するものでございます。

議案第14号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出それぞれに1億5,217万6,000円を追加し、予算の総額を45億9,212万8,000円にしようとするものでございます。本補正予

算は、事務事業の執行に係る精算と人件費の減額、及び財政調整基金積立金の追加をするものでございます。

次に、議案第15号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、決算を見込む中、総額9,274万1,000円の追加をお願いし、予算の総額を12億2,370万円にしようとするものでございます。

歳出においては、一般療養給付費の増額及び退職療養給付費の減額、財政調整基金への積み立てに伴う増額を、歳入においては、一般会計からの保険基盤安定繰入金及び繰越金の追加に伴う補正でございます。

次に、議案第16号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は、前年度分の国県支出金の精算に伴う返還金等の追加と、本年度事業の決算を見込む中で、介護給付費等の減額補正をしようとするものでございます。

次に、議案第17号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出それぞれに125万3,000円を追加し、予算の総額を6,525万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第18号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、歳入歳出予算それぞれに174万2,000円を追加し、予算の総額を2億1,377万8,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第19号 平成30年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、収益的収支では製品売上げの販売量減に伴う減額補正を、また、資本的収支では精算に伴う工事負担金の減額をしようとするものでございます。

次に、議案第20号から議案第26号までは、平成31年度の各会計に係る予算に関するものでございます。

議案第20号 平成31年度長南町一般会計予算についてでございますが、本予算では、ちよな丸ポイント事業及び東京家政大学とは健康寿命の延伸や介護予防のための交流事業を新たに実施してまいります。

観光施設整備としては、野見金公園の駐車場整備工事を、また安全で円滑な交通確保のため、道路・橋梁修繕工事などの経費も計上させていただいております。

また、地方創生推進交付金を活用した旧豊栄小学校などの企業等誘致活動も引き続き取り組んでまいります。

厳しい財政状況の中ではございますが、各基金からの繰り入れ、あるいは臨時財政対策債等の借り入れにより、予算編成をさせていただきました。これにより予算の総額を前年度に比較し0.2%、900万円増の43億6,500万円とするものでございます。

次に、議案第21号 平成31年度長南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、本予算では、県広域化に伴い、県が財政運営の主体となっており、県内の被保険者に係る医療給付費を県全体で賄うことで、保険給付に相当する費用を県が町に交付、町が県に納付金を納めることで安定的な保険財政運営を実施していくための予算編成を行っております。これにより予算総額を前年度比0.1%、60万円減の11億2,810万円とするものでございます。

次に、議案第22号 平成31年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本予算は、千葉県後期高齢者医療広域連合議会が2月18日に開催され、平成31年度の特例会計予算が可決されたところでございます。これに伴い、予算総額は前年度比1.6%、190万円増の1億1,780万円とするものでございます。

次に、議案第23号 平成31年度長南町介護保険特別会計予算についてでございますが、本予算は、利用者・認定者数とも緩やかな増加を見込み、予算総額を前年度比0.8%、800万円減の10億4,100万円とするものでございます。

次に、議案第24号 平成31年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、前年度と比較し10.6%、680万円減の5,720万円とするものでございます。

次に、議案第25号 平成31年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本予算は、前年度と比較し2.6%、550万円増の2億1,570万円とするものでございます。

次に、議案第26号 平成31年度長南町ガス事業会計予算についてでございますが、本予算は、平成31年度の供給戸数を4,617戸、年間供給量を875万2,000立方メートルとし、前年度比2万立方メートル増とし、製品売り上げ等の収益的収支によります純利益は27万4,000円を見込んでおります。白ガス管入れかえ工事費は1億5,153万1,000円を計上するものでございます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、現委員の市原尚子氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、新たに鈴木美智代氏を適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。経歴等につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

以上が、本定例会に提案しております27案件の概要でございます。

各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第1号 長南町森林環境譲与税基金条例の制定について、内容の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 長南町森林環境譲与税基金条例の制定について。

長南町森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の2ページを、あわせまして別冊の参考資料1ページをごらんいただきたいと存じます。最初に、参考資料で説明させていただきますので、1ページをごらんください。

1の制定の趣旨でございますが、平成31年度より、国から（仮称）森林環境譲与税が譲与される予定となっております。これは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されることによるもので、今国会で審議されているところでございます。

この目的は、国の温室ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保し、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるために創設されるものでございます。この譲与税の用途は、森林

の間伐や林業の人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。そのことから、譲与税を基金として積み立て、目標達成に向け、森林に関する事業に活用するため、長南町森林環境譲与税基金条例の制定を行うものでございます。

森林環境税につきましては、国税として税率は年額1,000円、賦課徴収は、市町村において個人住民税均等割と合わせて賦課徴収され、平成36年度から課税される予定となっております。

31年度の譲与額は、譲与税特別会計によりまして、借り入れにより200億円を予定されております。内訳は市町村に160億円、都道府県に40億円譲与される予定でございます。また、市町村への譲与額の算定は、50%の額を私有林人工林面積で、20%を林業就業者数、30%を人口で算定され、平成31年度、本町への交付見込み額は115万4,000円を見込んでおるところでございます。

恐れ入りますが、議案書に戻っていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

第1条になりますが、設置で、長南町における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、長南町森林環境譲与税基金を設置するものでございます。

第2条、積立てでございますが、基金の原資は森林環境譲与税をもって充て、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出で定める額とするものでございます。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものでございます。

第4条、運用益金の処理は、基金から生じる収益などは、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するため、事業の実施に要する経費の財源に充てるものとしてございます。

第5条、処分。基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができるものとしてございます。

第6条では委任でございまして、この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとしております。

附則でございますが、この条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行日、またはこの条例の公布の日、いずれか遅い日から施行させていただくものでございます。

以上が、長南町森林環境譲与税基金条例の制定の内容でございます。大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決いただきますようお願いをいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第1号の内容説明は終わりました。

議案第2号から議案第6号までの内容説明を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

〔総務課長 常泉秀雄君登壇〕

○総務課長（常泉秀雄君） それでは、議案第2号から議案第6号の内容の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書の4ページ、参考資料の2ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

本案の制定の趣旨といたしましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じることとされており、これに準じ、本町においても、同様の改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、第8条に1項を追加し、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとするものでございます。規則に関しましては、これも国・県に準じたものとなりますが、主に超過勤務命令の上限設定などを規定するものとなります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第3号の内容の説明を申し上げますが、本案につきましては、議案第5号の特別職の職員の給与条例の改正、及び議案第6号の一般職の職員の給与条例の改正に関連いたしますので、改正の経緯を申し上げます。本案に関しましては、昨年8月に人事院、10月に県人事委員会から、一般職の職員の給与等に関し、月例給及び期末勤勉手当等についての引き上げ勧告がなされ、これを踏まえ所要の改正を行おうとするものでございます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書6ページをお願いいたします。また、参考資料の4ページ、5ページもあわせてごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第6条第2項では、期末手当の額について規定されておりますが、平成30年12月分の期末手当の月数を0.05月分引き上げ、100分の232.5に改め、第2条では平成31年度に支給する期末手当の額につきまして、6月分、12月分をそれぞれ100分の222.5に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成31年4月1日から施行し、第1条の規定は平成30年12月1日から適用するものでございます。また、第1条の規定によって既に支払われた期末手当は内払いとみなすものでございます。

続きまして、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号 長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料は9ページとなりますが、改正の趣旨、内容につきましては、ただいま議案第3号で申し上げましたものと同様でございますので、恐縮ですが、省略をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

第1条でございますけれども、長南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第4条第2項で期末手当の

額について規定されておりますが、平成30年12月分の期末手当の月数を0.05カ月分引き上げ、100分の232.5に改めるものでございます。

第2条では、平成31年度の支給する期末手当の額につきまして、6月分、12月分をそれぞれ100分の222.5に改めようとするものでございます。

附則の施行期日と期末手当の内払いに関する規定につきましても、さきにご説明いたしました内容と同様でございます。

議案書の11ページをお願いいたします。

議案第6号 長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

長南町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料12ページをごらんいただきたいと存じます。

改正の趣旨といたしましては、国及び県の勧告に準じまして、一般職の職員の給与等について改正するものでございます。改正の内容といたしましては、宿・日直手当、月例給の引き上げ、平均の改定率0.2%となっております。及び勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げ、期末勤勉手当を年間4.45月分とするものでございます。

議案書の12ページ、次の資料になりますが、また、参考資料の13ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条関係でございますけれども、長南町一般職の職員の給与等に関する条例第17条では、宿日直手当の額が規定されております。この額を現行の4,200円から4,400円に引き上げるものでございます。

第19条では、勤勉手当について規定されておりますが、第2項第1号では、一般職の職員の平成30年12月分の勤勉手当の月数を100分の90から100分の95に改め、また同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の月数を100分の42.5から100分の47.5に改めようとするものでございます。

参考資料の14ページが行政職給料表（一）でございまして、これは一般職の、また続いて15ページは、行政職給料表（二）でございまして、調理員、用務員などの労務職の給料表でございます。

あわせて、参考資料の16ページ、議案書の21ページをごらんいただきたいと存じます。

第2条関係でございますけれども、給与条例第18条では期末手当の支給率を、第19条では勤勉手当の支給率をそれぞれ規定してございます。6月、12月に支給する期末手当を100分の130に、再任用職員につきましては100分の72.5に、勤勉手当を100分の92.5に、再任用職員につきましては100分の45に改正しようとするものでございます。

資料18ページの第3条関係、19ページの第4条関係でございますけれども、長南町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましても勧告を踏まえ、改正をするものでございます。

附則といたしまして、施行期日等でございますが、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行させていただくものでございます。第2項につきましては遡及適用の規定でございます。第1条の規定については、平成30年4月1日から、第3条の規定は、平成30年12月1日から適用するものでございます。第3項では、職務の級の異動者に対して必要な調整を行うことができる規定となっております。第4項は、給与の内払の規定でございまして、平成30年4月以降に支払われた給

与は内払とみなすものでございます。第5項につきましては、条例の施行に関する規則への委任規定でございます。

続いて、誠に恐れ入りますけれども、議案書の7ページにお戻りいただきたいと存じます。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

参考資料へお戻りいただきまして、7ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、学校の運営及び運営への必要な支援に関する機関である学校運営協議会の設置に努めることとされております。本町におきましても、平成31年度から学校運営協議会を設置するに当たりまして、委員の職名並びに報酬の額を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものとさせていただくものでございます。

誠に雑駁で相整いませんが、以上で議案第2号から第6号までの内容の説明とさせていただきます。ご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第2号から議案第6号までの内容説明は終わりました。

議案第7号の内容説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第7号の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いします。

議案第7号 長南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

次のページ、24ページをお願いします。あわせて説明内容につきましては、参考資料の21ページに掲載してございますので、参考としてごらんいただければと思います。

まず、改正の趣旨でございますが、学校教育法の改正により、専門職業人の育成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学が設けられました。専門職大学とは、特定の職業のプロフェッショナルになる知識・理論と実践的なスキルの両方を身につけることのできる大学と定義されております。専門職大学は、前期と後期に4年間の課程を区分することができるとされ、前期課程の修了者には短期大学士相当の学位が授与されることとなります。この専門職大学の制定により、専門職大学の前期課程を修了した者について、放課後児童支援員の基礎資格を有する者として、町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の基準を定める条例第10条第3項第5号を改正し、追加するものでございます。

改正の内容につきましては、第10条第3項第5号の条文の最後のほう、「卒業した者」の後に、「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」という条文を加えるものでございます。

附則で、施行期日を平成31年4月1日とするものでございます。

以上が、議案第7号の内容でございます。大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第7号の内容説明は終わりました。

議案第8号の内容説明を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

〔健康保険課長 浅生博之君登壇〕

○健康保険課長（浅生博之君） それでは、議案第8号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書25ページをお願いいたします。

議案第8号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明させていただきます。参考資料25ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

今回の改正は2点となります。まず1点目といたしまして、第2条第3項、第4項、第7条の3、第9条の3、第21条第1号から第3号につきまして、平成30年度からの都道府県化に伴います納付金や標準保険料率の算定方式が2方式に採用していること、世代構成員の少ない市町村は平等割の存在理由が薄いこと、県内及び郡内の状況を見ましても平等割を廃止している団体が多いことなど、相対的に勘案した中で、後期高齢者支援金分と介護納付分につきまして平等割を廃止して、応能割を所得割に、応益割を均等割とする2方式に変更するものでございます。

なお、医療分につきましては従来どおり3方式といたします。

転化の方法でございますが、平等割を廃止されたことによる税の不足分は、全額均等割に転化いたします。年度末に基金が1億円を超える見込みであることなどから、全額を転化した際の均等割の見込み額から、後期高齢者支援金分、介護分をそれぞれ年額1,000円ずつ減額し、第7条の2につきましては、後期高齢者支援金分の均等割を1万円から1万3,000円に増額、第7条の3につきましては、平等割7,000円を廃止、第9条の2につきましては、介護分の均等割を9,000円から1万2,000円に増額、第9条の3につきましては、平等割5,000円を廃止し、第21条第1号から第3号につきましても、7割、5割、2割の軽減分の後期高齢者支援金分、介護分につきまして均等割の改正及び平等割の廃止を行っております。全額転化した際の差額は275万6,000円ほどありますが、不足分につきましては繰越金で対応いたします。

2点目といたしまして、第2条第2項及び第21条関係につきましては、平成31年度税制改正における国民健康保険施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、課税限度額の引き下げ及び国民健康保険税の軽減措置についての軽減判定所得の見直しの改正でございます。第2条第2項につきましては、基礎分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金分の課税限度額は19万円、介護納付金分の課税限度額は16万円を合計いたしますと、

最高限度額は96万円でございます。

この改正により影響を受ける世帯は13世帯であり、全体の加入世帯1,368世帯の0.95%となっています。

第21条では、保険税負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、所得が一定以下の場合には、応益割部分の保険税について、原則として7割、5割、2割の軽減をしております。第2号の5割軽減では27万5,000円を28万円に改め、第3号の2割軽減では50万円を51万円に改めるものでございます。こうした所得の低い方々に対する軽減の充実は、平成30年度税制改正でも行われましたが、今回は5割、2割軽減基準の軽減判定所得について改正するものでございます。具体的には、被保険者数に乗すべき金額をそれぞれ改めるもので、こうした低所得者に対する軽減措置の拡大によりまして、世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗すべき金額を改正するものです。軽減措置につきましては、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に所得判定基準を改正いたします。

施行の日は、平成31年4月1日からとさせていただきます、30年度以前分につきましては従前のおりとさせていただきます。

なお、2月6日開催の長南町国民健康保険運営協議会において、ご承認いただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第8号 長南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第8号の内容説明は終わりました。

議案第9号の内容説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第9号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして内容の説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお開きいただきまして、あわせまして別冊の参考資料31ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第9号 長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の参考資料により説明を申し上げますので、31ページをごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、学校教育法の一部を改正する法律の施行による水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正させていただくものでございます。

この学校教育法の改正は、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学の制度が設けられたものによるものでございます。専門職大学は、前期、後期に課程を区分することができることとされ、前期課程の修了者には短期大学卒業者と同等の教育水準を達することとし、短期大学士相当の学位が授与

されることとなります。この制度により、専門職大学の前期課程を修了した者は、専用水道施設の水道技術管理者の資格を有する者として、対象を追加する条例改正をするものでございます。

なお、この条例に関する本町の専用水道施設としては、美原台地先の長南工業団地を供給区域としている上水道施設でございます。この水道は団地を造成した県企業庁から移管され、現在、町の施設となっておりますが、町は団地内の企業で構成する長南工業団地連絡協議会と使用貸借契約を締結し、その協議会に水道施設の業務を委託して管理運営を行っていただいております。水道法では、専用水道設置者は水道技術管理者を置かなければならないと定められていることから、この委託先の業者から水道施設管理者を選任しているという状況でございます。

続いて、2の改正の内容でございますが、参考資料の32ページ、新旧対照表で説明させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、専門職大学の前期課程を修了した者は、専用水道施設の水道技術管理者の資格を有する者として、対象を今回追加する条例改正をするものでございます。

3条では、水道技術者の資格でございます。3号中、「短期大学」の次に「（専門職大学の前期課程を含む。）」を加え、「卒業した後」の次に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加えるものでございます。次に、5号中、「よる」を「基づく」に改め、33ページになりますが、7号中、現行の「又は水道環境」を削るもので、これは技術士法施行規則の一部改正により、専門科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されたことによる削除でございます。次に、8号につきましては、3号と同様に「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」及び「（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、10号でも同様に「（専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」及び「（専門職大学の前期課程の修了者を含む。）」を加えるものでございます。

議案書の28ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、施行期日は31年4月1日から施行させていただくものでございます。

以上が、長南町が設置する専門水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定内容でございます。大変雑駁な説明でございますが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第9号の内容説明は終わりました。

議案第10号の内容説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第10号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書29ページをお開きください。

議案第10号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、最初に時限条例となっている若者の定住促進に係る実績関係を簡単にご報告させていただきたい

と存じます。

平成26年4月から平成31年2月までの約5年間の実績交付決定件数は累積57件で、新築52件、中古5件の内訳となっております。交付決定金額は、5年間累計6,910万円、年平均1,382万円の決定金額、1件当たり平均は121万3,000円の奨励金の支出となったところでございます。国庫補助も社会資本整備総合交付金地域住宅政策推進事業として2,555万7,000円、補助率37%を受けながら、年々、国補助金が減少傾向にある中、事業推進をしてきたところでございます。

次に、世帯全員の累計は191名となっており、その内訳は転入者83名、転居者等108名で、町外からの転入者の割合は43%となっており、人口の移住者増加や町外への転出抑制に歯どめをかけ、大きな成果があったと分析しておるところでございます。

以上、このような実績経緯等を含め、この条例が5年間の時限条例となっており、本年3月31日で適用期間が切れることから、この5年間、町に住宅を取得し定住人口の増加等を目的とした効果が非常に大きい検証結果、成果を冒頭に申し上げたとおり、得ていることから、引き続き、さらに5年間の延長及び奨励金の金額を見直す中で、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、改正ポイントをご説明させていただきたいと存じます。参考資料の趣旨説明を記載してある35ページ及び36ページ、37ページの新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思います。

一部改正の内容につきましては、「平成26年」を「平成31年」に、「平成31年」を「平成36年」に改めるものでございます。これは適用期間をさらに5年間延長するものでございます。

次に、第2条第5号中、「又は外国人登録票に登録され」の部分削除するものでございます。これは、外国人登録制度が廃止され、市区町村で保管していた外国人登録原票が国・法務省で保管することとなったため、転入規定を改正し、この箇所を削除するものでございます。

次に、第5条第1項中「100万円」を「70万円」に、「50万円」を「30万円」に改め、同条第2項第2号中「30万円」を「50万円」に改めるものでございます。これは対象の新築住宅取得の場合と、対象である中古住宅取得の場合、それぞれ100万円を70万円とする30万円の減額、中古住宅の50万円を30万円へ20万円減額する変更をするもので、逆に世帯員全員が町外から町内へ転入してくる場合、30万円から50万円と、逆に20万円の増額として引き上げるものでございます。

最後に、附則関係ですが、施行日については、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。経過措置につきましては、この条例による改正後の長南町若者定住促進条例の規定は、平成31年度以降の奨励金について適用し、平成30年度分の奨励金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第10号の内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時15分を予定しております。

(午前11時00分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（板倉正勝君） 議案第11号の内容説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第11号 土地の取得についての内容の説明を申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

議案第11号 土地の取得について。

次のとおり土地の取得をするため、地方自治法第96第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書の32ページをお願いいたします。あわせて、参考資料の39ページもお願いいたします。

財産の取得又は処分は、予定価格700万以上で、土地につきましては、5,000平米以上のものにあつては議会の議決を求めると規定されているところでございます。

今回の案件につきましては、上小野田地先の県有地を取得するに当たり、千葉県からの取得価格が859万円、取得する面積が4万6,439平米であることから、議会の議決をお願いするものでございます。

また、千葉県とは平成31年1月15日に契約を締結いたしました。この契約は、今回の議会で可決されたときに効力が生じるものでございます。

1の土地の所在、地目、面積でございますが、所在は、長生郡長南町上小野田字堰谷360番1、外48筆でございます。

地目は畑、山林、原野であり、面積は4万6,439平米となっております。

土地の一覧につきましては、参考資料の40ページ、41ページに記載してございます。

次に、2の取得価格でございますが、859万円でございます。取得金額につきましては、県が委託を行った不動産鑑定により算出されたものでございます。

参考資料45ページの不動産鑑定評価書抜粋をお願いいたします。

次の46ページになりますが、算定につきましては、Iの対象不動産として、符号①から符号④のまとまった土地のそれぞれに評価額を算出し、その合計として鑑定評価額859万円を算出しております。

47ページでは、それぞれの対象不動産の鑑定評価額となっております。

48ページでは、符号①から符号④のまとまった土地の位置を表示してございます。

恐れ入りますが、議案書32ページにお戻り願います。

3の取得の相手方でございますが、千葉県でございます。

4の取得の目的でございますが、上小野田地先の県有地を取得することで周辺町有地との一体的な活用が図れるものでございます。

参考資料42ページをお願いいたします。

土地所有状況図ですが、赤ハッチが今回の取得予定の県有地4万6,439平米でございます。その周辺の青ハ

ッチが現在の町有地13万7,063平米で、合わせますと18万3,502平米となります。

43ページをお願いいたします。

こちらを見ていただきますと、県有地は黄色で表示されており、町有地は水色となっております。県有地はほぼ町有地に囲まれている状況でございますので、県有地を取得することで一体的な活用が可能になるものと考えられます。

44ページは、県有地の地番図を添付させていただいてございます。

なお、取得価格859万円につきましては、土地開発基金を充てさせていただきたいと思っております。

また、控室に参考資料の43ページの土地所有状況図の拡大図を提示させていただいてございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、議案第11号 土地の取得についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第11号の内容説明は終わりました。

議案第12号及び議案第13号の内容説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

〔建設環境課長 唐鎌仲康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、議案第12号 長南町道路線の変更につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の33ページをお開きください。

議案第12号 長南町道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

次の34ページをお開きください。町道変更路線調書でございます。

今回お願いいたします町道の変更路線は、2ブロック、豊栄地区の米満地先で1路線、4ブロック、西地区の市野々地先及び茗荷沢地先で2路線、合わせまして3路線でございます。

次の35ページをごらんください。変更する路線の内容について記載しております。

初めに、整理番号527、路線番号2141、三級町道米満28号線は、民間の宅地開発でつくられました私道の寄附行為に伴う道路線の追加による変更でございます。

次に、整理番号1321、路線番号4174、三級町道市野々54号線及び整理番号1464、路線番号4317、三級町道茗荷沢7号線は、道路改良事業及び開発事業によりまして、道路線の一部を廃止するものと、つけかえ道路による道路線の変更によるものでございます。

変更事項につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、道路線の認定について説明させていただきます。次の36ページをお願いいたします。

議案第13号 長南町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、長南町道路線を別紙のとおり認定することについて、議会の議決を求め

る。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

37ページをごらんください。町道認定路線調書でございます。

今回、町道に認定する路線は、2ブロック、豊栄地区の米満地先における2路線をお願いするものでございます。

次の38ページをお開きください。認定する路線の内容を記載しております。

整理番号1638番、路線番号2365、三級町道米満38号線及び整理番号1639、路線番号2366、三級町道米満39号線は、道路線の変更で説明いたしました民間の宅地開発によりつくられました私道の寄附行為によりまして、新たに町道として認定をお願いするものでございます。

認定の内容といたしまして、道路の起終点、延長、幅員は記載のとおりでございます。

なお、今回お願いいたします変更、認定路線の位置につきましては、議員控室に図面を掲載させていただいておりますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

以上、議案第12号 長南町道路線の変更について及び議案第13号 長南町道路線の認定についての説明とさせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第12号及び議案第13号の内容説明は終わりました。

議案第14号の内容説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第14号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明申し上げます。

今回の補正予算の内容といたしましては、今年度の最終補正となりますので、全般を通して事務事業の精算及び人件費の減額補正並びに財政調整基金への積み立てが主なものとなっております。

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第14号 平成30年度長南町一般会計補正予算について。

平成30年度長南町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に1億5,217万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,212万8,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございますが、4款衛生費、1項保健衛生費の緊急風しん抗体検査等事業及び6款1項商工費のプレミアム付商品券事業並びに9款教育費、3項中学校費の特別教室空調設置事業は国の補正予算によるものであり、本町の補正予算成立が本定例会によることから、年度内の事業完了が見込めないため、繰り越しをお願いするものでございます。

また、7款土木費、1項土木管理費の地籍調査事業は、国の追加補正による事業を実施するに当たり、適正工期が確保できないため、また、2項道路橋梁費、橋梁修繕事業では、一ヶ滝、東橋橋梁修繕工事において、鉄骨の接続部材の入手に日数を要し、適正工期が確保できないため、繰り越しをお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。変更でございますが、過疎対策事業債では、過疎基金は同額の3,500万円を、舎人線道路線改良工事につきましては60万円減の1,040万円を、中学校特別教室空調設置工事費として新たに1,480万円を追加し、借入額といたしましては、4,600万円を6,020万円にするものでございます。

また、公共事業等債では、のり面修繕工事及び橋梁修繕工事の交付額決定に伴いまして、2,660万円を減額し、8,800万円を6,140万円にするものです。

借入額の合計といたしましては、1億3,400万円を1億2,160万円とするものです。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

誠に恐縮でございますが、事業の精算と人件費の精算の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

17ページをお願いいたします。

1款議会費は84万4,000円の減額を、2款総務費は5,307万4,000円の減額となっております。

1項総務管理費は、4,830万4,000円の減額となります。

1目一般管理費でございますが、18ページをお願いいたします。

3目財政管理費は、総務省の要請により、昨年11月からのふるさと納税返戻品の見直しに伴い、減額をさせていただくものです。その他特定財源は、ふるさと納税寄附金の減額でございます。

19ページをお願いいたします。

12目過疎対策費では、地域おこし協力隊事業に係る経費の減額となっております。

20ページになりますが、デマンドタクシー利用者の増加などに伴い、13節委託料では、新公共交通システム運行業務委託料として191万8,000円を追加するものでございます。

21ページをお願いいたします。

3款民生費は、1,477万1,000円の減額でございます。

1項社会福祉費でございますが、602万2,000円の減額となります。

1目社会福祉総務費でございますが、22ページをお願いいたします。

23節では、平成29年度における障害者自立支援給付費等に係る国庫負担金の返還金を追加するものです。

恐れ入ります、21ページに戻っていただきまして、民生費の1目の社会福祉総務費の特定財源でございます

が、国県支出金につきましては、326万5,000円の減額となり、その他の特定財源につきましては、福祉振興基金等1,086万1,000円の減額をするものでございます。

22ページをお願いいたします。

2項児童福祉費でございますが、874万9,000円の減額でございます。

23ページになりますが、3目児童福祉施設費ですが、11節の修繕料は、木造園舎保育室のコンセント改修等の経費の追加となっております。

4款衛生費は、1,220万4,000円の減額でございます。

1項保健衛生費でございますが、801万1,000円の減額となります。

24ページをお願いいたします。

2目予防費でございますが、11節、12節、13節で、緊急風しん抗体検査等事業の経費として、合わせまして307万3,000円を新たに追加し、事業につきましては繰り越しをさせていただくものです。

また、20節の風しん予防接種費扶助につきましても新たに追加するものです。

特定財源の国庫支出金155万4,000円は、緊急風しん抗体検査等事業国庫補助金及び風しんワクチン接種補助事業費県補助金でございます。

25ページをお願いいたします。

5款農林水産業費は、2,205万2,000円の減額でございます。

26ページをお願いいたします。

1項農業費、3目農業振興費は、精算による減額となっております。特定財源の国県支出金は、鳥獣被害防止総合対策交付金及び農地中間管理事業に係る国の補助金等でございます。

その他、特定財源につきましては、地域農業推進基金繰入金でございます。

27ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費は、老朽化に伴う給水ユニット修繕費等の追加をするものでございます。

6款1項商工費は、98万円の増額でございます。

1目商工業振興費では、28ページになりますが、11節、13節でプレミアム付商品券事業の経費として87万4,000円を新たに追加するものです。特定財源につきましては、プレミアム付商品券事務費国庫補助金でございます。なお、事業につきましては、繰り越しをさせていただくものです。

7款土木費5,981万3,000円の減額でございます。

1項土木管理費は、458万1,000円の減額となります。

29ページをお願いいたします。

2目地籍調査費では、交付額の決定により減額するものでございます。

2項道路橋梁費は、5,274万6,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金道路事業であります道路修繕事業、道路改良事業、橋梁修繕事業の交付額決定に伴い、減額となっております。

30ページをお願いいたします。

8款消防費は、255万6,000円の減額でございます。

31ページをお願いいたします。

9款教育費は、1,308万8,000円の増額でございます。

3項中学校費は、2,037万8,000円の増額となります。

32ページになりますが、3目学校施設整備費では、特別教室空調設置工事費を新たに追加するものです。国県支出金の特定財源は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、地方債につきましては、過疎対策事業債でございます。なお、事業につきましては、繰り越しをさせていただくものです。

4項社会教育費は、628万8,000円の減額でございます。

33ページをお願いいたします。

3目文化財保護費では、8節、13節で渡邊辰五郎記念館建設事業関連経費を減額するものです。特定財源につきましては、地方創生推進交付金でございます。

5項保健体育費は、89万3,000円の増額でございます。

1目保健体育総務費の11節では、テニスコート人工芝補修等の修繕費を追加するものです。

11款公債費は、329万7,000円の減額でございます。額の確定によりまして補正を行うものです。その他、特定財源は、減債基金繰入金1,000万円の減額と預金利子でございます。

34ページをお願いいたします。

12款諸支出金、3項基金費は、3億671万9,000円の追加でございます。各種基金への積み立てを行うものでございます。

1目財政調整基金につきましては、3億467万8,000円を追加するものです。積み立てにつきましては、前年度からの繰越金額の約2分の1及び最終補正の余剰金などを積み立てるものでございます。その他の特定財源1,036万4,000円は、又富団地の売り払い収入、一般寄附、ふるさと納税寄附金等でございます。

5目地域づくり基金費につきましては、サニータウン米満の販売に伴う町有財産売り払い収入及び利子でございます。

減債基金ほかの基金には、それぞれの基金から発生した利子を積み立てるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

2款地方譲与税、5款株式等譲渡所得割交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、11款交通安全対策特別交付金は、国・県からの財政情報等に基づきまして補正をするものでございます。

9款地方特例交付金は交付額を、10款地方交付税は、決定した交付額の全額を計上いたしました。

12款分担金及び負担金から21款町債の特定財源につきましては、一部ではございますが、説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

なお、人件費の補正につきましては35ページ以降に、地方債の補正に係る調書は38ページに明細を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第14号 平成30年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第14号の内容説明は終わりました。

議案第15号の内容説明を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

〔健康保険課長 浅生博之君登壇〕

○健康保険課長（浅生博之君） それでは、議案第15号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第15号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願いたいと存じます。

平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,274万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,370万円とさせていただきますのでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと存じます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金では、1節の保険税軽減分を156万円増額、また、2節保険者支援金7万7,000円の増額につきましては、保険税の均等割及び平等割の軽減対象者数の増によるものでございます。

3節職員給与費等繰入金につきましては、給与改定に伴い、89万1,000円の追加をお願いするものでございます。

4節助産費等繰入金140万円の減額につきましては、出産数の減によるものでございます。

5節の財政安定化支援事業繰入金24万6,000円の増額につきましても軽減対象世帯数の増などによるものでございます。

4款繰越金では、前年度の決算に基づき9,136万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳出を説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によりまして、89万1,000円の追加でございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの職員給与費等繰入金でございます。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費では、一般被保険者における給付費の増によりまして、2,497万5,000円の追加をお願いするもので、一般財源は繰越金でございます。

1項2目退職被保険者等療養給付費では、退職被保険者における給付費の減によりまして、1,390万円の減額をお願いするものでございます。

1項3目一般被保険者療養費につきましては、給付費の増によりまして、120万円の追加をお願いするもので、一般財源は繰越金でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費では、やはり給付費の増によりまして、420万円の追加をお願いするもので、一般財源は繰越金でございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費につきましては、給付費の減によりまして、765万円の減額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

4項1目出産育児一時金では、出産数の減により210万円の減額をお願いするものでございます。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、260万円の減額をお願いするもので、特定保健指導及び保険者努力支援事業等に伴います臨時保健師及び臨時栄養士の雇い上げ日数の減によるものでございます。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金では、前年度繰越金6,800万円を基金に積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金では、20万円の追加をお願いするもので、特定財源のその他財源は、財政安定化支援事業繰入金でございます。

1項3目療養給付費等負担金償還金1,949万8,000円につきましては、平成29年度において超過交付されました療養給付費等負担金の返還でございまして、特定財源その他財源は、保険税基盤安定繰入金、保険税軽減分、保険者支援分及び財政安定化支援事業繰入金で、一般財源は繰越金でございます。

次に、9ページをお開き願いたいと存じます。

1項6目その他償還金2万7,000円につきましては、診療報酬算定誤りのための変換金でございまして、一般財源は繰越金でございます。

10ページからは、給与明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第15号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容とさせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第15号の内容説明は終わりました。

議案第16号の内容説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第16号の内容につきまして説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議案第16号 平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊になっております介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,520万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,000万円とさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

今回の補正は、主として、平成30年度の介護保険事業の決算見込みによる精算と平成29年度で超過交付となっております国庫交付金、県交付金の返還となります。

最初に、1款総務費全体では、72万円の減額となります。

1項総務費、総務管理費で4,000円の増額、2項徴収費で32万4,000円の減額、介護認定審査会費で40万円の減額をお願いするもので、それぞれの事業精査に伴う増減となります。

2款の保険給付費は、給付費のそれぞれの決算を見込む中で、5,622万6,000円の減額をお願いするものでございます。補正後の保険給付費は9億1,939万6,000円となります。これはほぼ昨年並みの決算額となると見込んでおります。

次に、9ページから11ページの説明欄に本目財源更正とあるのは、予算額は変わりませんが、平成30年度の給付費の負担割合の変更に合わせて、この補正で財源更正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

3款の基金積立金については、歳入の保険料の余剰金と基金から生じます利子を合わせて468万9,000円を基金に積み上げるものでございます。

4款の地域支援事業費につきましては、決算を見込む中で652万円の減額をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

一番上のほうになりますが、5款の諸支出金で、1項3目の償還金は、超過交付となりました平成29年度国庫支出金の返還金でございまして、1,307万2,000円の追加をお願いするものでございます。財源は29年度からの繰越金となります。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、また、8款繰入金、1項一般会計繰入金の減額につきましては、歳出の減額に伴いまして、それぞれの負担割合区分に基づき、減額をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

2項の基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、給付費の減によりまして、基金からの繰り入れをしないで済みましたので、全額の減額をするものでございます。

最後に、9款1項1目の繰越金につきましては、2,073万5,000円の追加をお願いするもので、これは29年度からの繰越金全額を計上させていただくものでございます。

なお、人件費の補正につきましては、給与明細書が14ページ以降に記載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上が議案第16号の内容でございます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第16号の内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては午後1時を予定しております。

(午前 11時59分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（板倉正勝君） 議案第17号の内容説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

[建設環境課長 唐鎌仲康君登壇]

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、議案第17号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

議案第17号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算について。

平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成30年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,525万3,000円とさせていただきます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書により内容のご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入からご説明をさせていただきます。

1款1項4目施設使用料でございますが、斎場、和室、会議室の施設の使用状況が減っていることから、決算見込みといたしまして19万2,000円を減額するものです。

4款1項1目財政調整基金繰入金でございますが、繰入金等の精算によりまして610万円を減額するものでございます。

5款1項1目繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして754万5,000円を増額するものです。

歳入合計では125万3,000円を増額をお願いするものです。

次に、7ページの歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目霊園管理費の2節及び3節並びに4節は、人事異動に伴う補正内容となっております。

25節積立金は、決算見込みといたしまして540万円を追加するものです。

27節公課費は、消費税納付による精算によりまして37万6,000円を減額するものです。

2款1項1目霊園施設費では、財政調整基金繰入金610万円の減額に伴います財源更正となっております。

歳出合計では125万3,000円の増額をお願いするものです。

なお、人件費の補正内容につきましては、8ページ以降に明細を記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第17号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第17号の内容説明は終わりました。

議案第18号の内容説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第18号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の43ページをお開きください。

議案第18号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算について。

平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

平成30年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,377万8,000円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入より説明させていただきますので、6ページをごらんいただきたいと存じます。

1款1項1目1節では受益者分担金、年度末までに1戸分の新規加入が見込めませんので、42万円の減額をさせていただくものでございます。

4款1項1目1節では、前年度繰越金216万2,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをごらんいただきたいと存じます。

1款1項1目一般管理費におきましては、給与改定に伴う人件費の追加及び減額でございます。

2款1項1目施設管理費におきましては、176万8,000円の追加をさせていただくものでございます。

11節電気料では51万1,000円を、13節委託料では処理場内沈砂槽清掃処分委託料3万9,000円を、それぞれ不足が見込まれますので追加をお願いするものでございます。

15節工事請負費121万8,000円の追加でございますが、これは米満地先のマンホール周囲の段差解消工事、千手堂、給田地先で本管理設による掘削部分の舗装修繕工事の追加でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第18号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議を賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第18号の内容説明は終わりました。

議案第19号の内容説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第19号の内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の44ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号 平成30年度長南町ガス事業会計補正予算について。

平成30年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

今回の補正につきましては、決算を見込む中、製品売り上げ及び精算に伴う補正をお願いするものでございます。

補正予算書は別冊となっております。1ページをお開き願いたいと存じます。

平成30年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）。

第1条では、次に定めるところによらせていただきます。

第2条では、業務の予定量を次のとおり改めるものでございます。

第1号、供給戸数4,617戸、当初と比較しまして11戸の増でございます。

第2号、供給販売量を867万4,000立方メートル、当初比5万8,000立方メートルの減でございます。

第3号、1日平均供給量を2万3,764立方とするものでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款ガス事業収益、補正額550万5,000円減額の6億8,703万9,000円とするものでございます。

個々の内容につきましては、補正予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出では、第1款ガス事業費用、補正額423万6,000円減額の6億8,382万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の不足額の補填財源を改めさせていただくものでございます。

2行目の末尾からになります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,573万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金329万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,653万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,275万円、建設改良積立金3,316万円に改め、資本的収入額及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出では、第1款資本的支出、補正額878万3,000円を減額し、2億1,984万1,000円とさせていただくものです。

第1項建設改良費では、県道舗装本復旧負担金などの精算に伴う減額でございます。

第5条では給与費を改めるものでございます。職員給与費、補正額87万円を減額し、5,802万7,000円とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

平成30年度長南町ガス事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入でございますが、1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上では、補正額507万2,000円、0.8%減の6億5,408万2,000円でございます。一般家庭などの販売量が、夏季の猛暑により5万8,000立方メートルの減によるものでございます。

3項営業外収益は消費税還付金でございます。

次に、収益的支出でございますが、1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価では、補正額244万1,000円、0.6%減の3億7,394万1,000円でございます。原ガス購入で販売量減に伴うものでございます。

2項供給販売費では、主にガスホルダー開放検査完了に伴う精算及び人件費などで、116万4,000円を減額するものでございます。

次の4ページの3項一般管理費では、人件費及び事業精算に伴う減額を、5項営業外費用では利息などの補正をするものでございます。

次に5ページでございます。

資本的支出でございます。

1款1項建設改良費では補正額878万3,000円、4.4%減の1億9,059万8,000円とするものでございます。県道南総一宮線舗装本復旧負担金及びガスホルダー開放検査に伴う遮断弁購入費の精算に伴う減額でございます。白ガス管入れかえ工事につきましては12路線、延長3.9キロメートル弱を実施し、残延長7.7キロメートルを見込むものでございます。

6ページをお願いいたします。

平成30年度ガス事業予定キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。右側下の行になりますが、各業務の合計額の資金増加額は、設備投資により3,944万7,000円減となり、30年度末の資金残高は1億1,156万4,000円を見込むものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

平成30年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。

ガス事業の経営状況をあらわしたもので、平成31年3月末の見込みを税抜きでお示しをしております。当年度純利益は右側下から3行目になりますが、営業収益から営業費用を差し引きました純利益は46万7,000円を見込むものでございます。前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は614万6,000円を見込むものでございます。

次に、8ページをお願いします。

平成30年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。ガスの財政状況をあらわしたものでございます。平成31年3月末時点で保有する全ての資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。

まず、資産の部では、1の固定資産、2の現金預金などの流動資産の合計では、一番下の二重線になります

が、資産合計は16億8,079万3,000円でございます。

次に、9ページの負債の部では、企業債などの負債合計は8億1,592万9,000円で、次の資本の部では、資本金、剰余金の合計、資本合計8億6,486万4,000円となり、下の二重線の負債資本合計では16億8,079万3,000円でございます。

前のページの資産合計とただいまの負債資本合計が、複式記帳の法則により、双方ともに同額となっております。

次の10ページ、11ページは給与明細書でございます。

12ページは補正後の実施計画を長南町、睦沢町に分けた内容でございます。後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明ではございましたが、平成30年度長南町ガス事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第19号の内容説明は終わりました。

議案第20号の内容説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第20号 平成31年度長南町一般会計予算についての内容の説明を申し上げます。

議案書45ページをお願いいたします。

議案第20号 平成31年度長南町一般会計予算について。

平成31年度長南町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の予算書の1ページをお願いいたします。

平成31年度長南町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億6,500万円と定めるものでございます。

第2項といたしましては、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものです。

第2条、地方債でございます。

地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によるものです。

第3条、一時借入金でございます。地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用でございますが、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における

同一款内での各項間の流用を定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

平成31年度に借入れを予定しております起債の目的、限度額等を記載してございます。内訳といたしましては、臨時財政対策債は1億5,000万円、利根里線に係る過疎対策事業といたしまして5,260万円、道路橋梁修繕に関する公共事業等4,810万円、合計2億5,070万円を借入れようとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

24ページをお願いいたします。

1款議会費は8,384万8,000円の計上でございます。定数減により、前年度に比べ減額となっております。

25ページをお願いいたします。

2款総務費では、前年度比1,506万5,000円増の8億3,433万8,000円を計上してございます。

1項総務管理費は、1,198万9,000円減の6億6,902万円の計上でございます。

30ページをお願いいたします。

3目財政管理費中のふるさと納税でございますが、総務省の要請による昨年11月からの返礼品の見直しにより減額をさせていただくものです。

31ページをお願いいたします。

4目会計管理費の12節役務費110万円は、公金の取り扱い事務手数料として指定金融機関であります長生農業協同組合に支払うものでございます。

5目財産管理費でございますが、34ページをお願いいたします。18節備品購入費では、べにばな号買いかえのためのマイクロバス購入費を計上してございます。

6目企画費の13節委託料では、2021年度からの第5次総合計画のための策定準備業務委託料を計上いたしました。

35ページに移りますが、8目地域振興費では、36ページになりますが、13節委託料で地方創生推進交付金を活用した小学校跡地などの企業等誘致支援業務委託料を計上してございます。

37ページをお願いいたします。

9目の防災対策費、13節委託料では、総合防災マップ作成業務委託料として総合的なハザードマップを作成し、避難体制等の充実、強化を図ってまいります。

38ページをお願いいたします。

12目過疎対策費でございますが、8節、9節、11節、12節、14節、19節で地域おこし協力隊事業の経費として354万2,000円を計上してございます。

また、40ページになりますが、上段の19節になりますが、若者定住促進奨励金1,500万円は、期間延長及び奨励金額の見直しにより、引き続き社会資本整備総合交付金地域住宅支援事業を活用する中で実施してまいります。

44ページをお願いいたします。

4項の選挙費でございますが、3目では参議院議員選挙費、4目で千葉県議会議員選挙費、5目で町議会議員選挙費を計上してございます。

50ページをお願いいたします。

3款民生費では、前年度費1,364万6,000円増の9億7,298万7,000円を計上してございます。民生費につきましては、障害者児福祉事業ほか、引き続き前年度と同様の各種事業経費を計上してございます。

61ページをお願いいたします。

4款衛生費では、前年度比1,070万2,000円減の3億3,611万円を計上してございます。

1項保健衛生費は951万7,000円減の2億7,523万8,000円の計上でございます。

1目保健衛生総務費では、62ページになりますが、新たにちよな丸ポイント事業として、各種検診の受診などに参加することによりポイントを付与し、健康増進を図るため、8節報償費及び11節需用費において107万8,000円の経費を計上してございます。

65ページをお願いいたします。

4目健康推進費では、新たに東京家政大学交流事業として住民の健康寿命の延伸や介護予防を推進するため、8節、11節、12節、13節において85万2,000円の経費を計上いたしました。

66ページをお願いいたします。

5目環境衛生費の減額につきましては、13節委託料において、平成30年度は役場及び中学校に保管しているPCB廃棄物の安定器の処理委託が完了したことによるものでございます。

5目環境衛生費の特定財源でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業国県補助金等で、その他の特定財源は畜犬登録等手数料でございます。

68ページをお願いいたします。

5款農林水産業費は、前年度比3,588万9,000円増の5億503万3,000円を計上してございます。

1項農業費は3,574万1,000円増の5億446万5,000円の計上でございます。

70ページをお願いいたします。

3目の農業振興費でございますが、8節では有害鳥獣駆除報奨金を有害鳥獣の捕獲頭数増により増額を見込んでおります。

また、73ページになりますが、19節中ほどの地域農業整備事業補助金も増額となっております。

恐れ入ります、70ページに戻っていただきまして、3目の農業振興費の特定財源は、鳥獣被害防止総合対策国庫補助金、農地中間管理事業機構集積国庫補助金、飼料用米等拡大支援事業県補助金等で、その他の特定財源は過疎基金、地域農業推進基金繰入金でございます。

76ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費では、13節及び15節で老朽化に伴う外壁改修工事の経費を計上させていただきました。

78ページをお願いいたします。

6款1項商工費は、前年度比3,438万6,000円減の7,045万8,000円の計上でございます。

1目商工業振興費の減額は、平成30年度における商工会館建設補助金によるものでございます。

79ページになりますが、2目観光費でございます。

80ページになりますが、観光施設整備として、13節委託料では野見金公園駐車場測量業務委託料185万9,000円を、81ページになりますが、15節では観光地魅力アップ整備事業県補助金を活用した野見金公園駐車場整備工事の経費を計上させていただきました。

7款土木費は、前年度比1,535万2,000円減の5億8,828万4,000円を計上してございます。

土木管理費は4,825万円増の2億6,528万9,000円の計上でございます。

82ページをお願いいたします。

2目地籍調査費でございますが、事業量増により増額となっております。特定財源は地籍調査費県負担金でございます。

83ページになりますが、2項道路橋梁費は6,200万3,000円減の3億565万7,000円の計上でございます。主な減額要因は橋梁修繕工事費の減によるものでございます。

84ページをお願いいたします。

2目道路維持費では、85ページになりますが、5年ごとに実施することとなっているトンネル点検委託料及び舗装のり面の道路修繕工事費を、3目道路新設改良費では、86ページになりますが、測量調査設計委託料及び利根里線の道路改良工事費を、4目橋梁維持費では、橋梁点検委託料及び老朽化に伴う橋梁の修繕設計委託料並びに工事費等を、それぞれ社会資本整備総合交付金道路事業の国庫補助事業を活用し、予算を計上させていただいております。

89ページをお願いいたします。

8款1項消防費は、1億6,111万3,000円の計上でございます。

9款教育費は、前年度比1,895万3,000円増の3億7,542万1,000円を計上してございます。

90ページをお願いいたします。

2目事務局費の1節では、学校の運営及び学校の運営への支援に関する協議する機関として運営協議会を設置することとなります。その委員報酬を計上してございます。

102ページをお願いいたします。

5項保健体育費でございますが、773万7,000円増の1億1,487万6,000円の計上でございます。

105ページをお願いいたします。

2目の給食施設費の13節委託料では、給食場屋上防水改修工事監理業務委託料及び106ページになりますが、15節で給食場屋上防水改修工事の経費を計上させていただきました。

107ページをお願いいたします。

11款公債費でございますが、3億8,128万7,000円を計上してございます。その他の特定財源は、減債基金繰入金と預金利子でございます。

12款諸支出金につきましては、4,611万7,000円の計上でございます。

2項基金費、1目財政調整基金は1,005万1,000円を積み立てるものでございます。その他の特定財源は、ふるさと納税寄附金、一般寄附、利子等でございます。

108ページをお願いいたします。

9目森林環境譲与税基金でございますが、平成31年度より国から譲与される森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する経費であり、これを必要に応じて活用するため積み立てをするものでございます。

13款予備費は1,000万円を計上してございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1款町税ですが、総額は前年度に比較し1,000万円減の10億6,520万4,000円の計上でございます。

1項町民税は、前年度比500万円減の3億8,005万円でございます。

個人町民税は前年度と同額を、法人では500万円の減額を見込んでおります。

2項固定資産税につきましては、償却資産の減額により前年度比400万円減の6億755万4,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税につきましては、2,860万円を見込んでおります。

4項町たばこ税、5項鉱産税につきましては、平成30年度の実績を見込む中で計上させていただきました。

2款から12款までの譲与税、交付金等につきましては、国・県の財政情報及び平成30年度の実績見込みにより計上させていただきました。

2款の地方譲与税は、7,915万4,000円を計上いたしました。115万4,000円の増額につきましては、13ページになりますが、3項の森林環境譲与税によるもので、森林整備及びその促進に関する経費として平成31年度から譲与されるものでございます。

6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金は前年度と同額を計上いたしました。

14ページになりますが、8款自動車取得税交付金は、消費税増税に伴い平成31年9月までの期間となるため、1,000万円の減額を見込みました。また、平成31年10月からは9款の環境性能割交付金に変わることから640万円を計上しております。

10款地方特例交付金は、環境性能割交付金の臨時的軽減による減収分として50万円を増額させていただきました。

11款地方交付税は4,500万円増の13億9,700万円の計上でございます。

このうち普通交付税は前年度実績を考慮し、3,200万円増の12億7,300万円、特別交付税は地籍調査に係る交付分の増額1,300万円を見込み、1億2,400万円を計上いたしました。

13款分担金及び負担金880万8,000円の増額は、主に3歳未満の園児がふえることが見込まれることから、保育料負担金が増額となるものでございます。

16ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は5,715万7,000円減の2億8,857万1,000円の計上でございます。

17ページになりますが、5目土木費国庫補助金であります。社会資本整備総合交付金道路事業に伴う橋梁修繕工事費が主な減額の要因となっております。

16款県支出金は5,017万8,000円増の4億390万8,000円の計上でございます。増額につきましては地籍調査費負担金によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

3項委託金1,184万9,000円の増額につきましては、選挙費委託金によるものでございます。

18款寄附金は、ふるさと納税返礼品の見直しにより減額とさせていただくものです。

21ページをお願いいたします。

19款繰入金は、6,193万4,000円増の3億5,375万1,000円の計上でございます。財政調整基金及び地域農業推進基金が増額の要因となっております。

20款繰入金は、繰越金は5,000万円を、21款諸収入は6,851万6,000円を計上いたしました。

23ページをお願いいたします。

22款町債でございますが、6,530万円減の2億5,070万円の計上でございます。減額の要因といたしましては、臨時財政対策債及び土木債の公共事業等債借り入れの橋梁修繕工事によるものでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、109ページ以降に給与費明細書のほか参考資料を添付させていただいております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁ではございましたが、議案第20号 平成31年度長南町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第20号の内容説明は終わりました。

議案第21号及び議案第22号の内容説明を求めます。

健康保険課長、浅生博之君。

〔健康保険課長 浅生博之君登壇〕

○健康保険課長（浅生博之君） それでは、議案第21号 平成31年度長南町国民健康保険特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いいたします。

議案第21号 平成31年度長南町国民健康保険特別会計予算について。

平成31年度長南町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、平成31年度の予算編成に当たりましては、千葉県から示された市町村ごとの事業費納付金や保険料率並びに必要な保険給付費をもとに編成したところでございます。

また、平成30年度から都道府県化に伴いまして、県内及び郡内市町村の状況を踏まえ、後期高齢者支援金分と介護分の平等割を廃止し、所得割と均等割の2方式へ変更させていただきたく、先ほど条例改正を提案させていただいたところです。

なお、本年1月1日現在の一般被保険者数は2,207人、退職被保険者は32人、全体で2,239人でございまして、前年同時期に比べ76人の減でございます。加入率は27.9%となっております。

それでは、別冊の予算書の123ページをお願いいたします。

平成31年度長南町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億2,810万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。

地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,500万円と定めさせていただくものでございます。

第3条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、第1号に記載の保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、恐れ入りますが132ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、前年度に比べ73万8,000円増の4,112万円をお願いするものでございます。この増額分は職員の人件費等の増で、財源につきましてはその他財源の一般会計からの職員給与費の繰入金でございます。

また、13節委託料等につきましては一般財源の保険税でございます。

次の134ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、過去の保険給付費の実績や被保険者数の動向、さらに最近における医療費の動向などを考慮いたしまして、前年度当初予算に比べ590万1,000円減の8億1,538万1,000円を見込んだところでございます。内容としまして、一般分の給付費を増額とし、退職分の給付費を減額させていただきました。このうち特定財源の国県支出金8億961万3,000円につきましては、県が給付に必要な費用を全額町に交付いたしまして、町が国保連合会などへ支払うものでございます。

次の136ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県が県内の保険料収納必要額を市町村ごとに被保険者数及び所得水準、さらに医療費水準を反映しました国保事業費納付金決定額2億4,080万円を計上させていただいたところでございます。その他財源につきましては一般会計繰入金、また一般財源は保険税及び繰越金でございます。

次に137ページをお願いいたします。

4款共同事業拠出金につきましては、退職者医療制度の経費1,000円の計上でございます。

5款保健事業費につきましては、次の138ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

1項1目特定健康診査等事業費につきましては、健診や保健指導、また医療費適正化など被保険者の健康の保持増進及び生活の質の向上など、より効果の上がる取り組みを引き続き進めてまいりますが、前年度に比べ、賃金の予算減により233万8,000円減の1,840万2,000円をお願いするものでございます。特定財源は、県支出金のほか、一般財源の保険税でございます。

2項2目疾病予防費の890万円は、人間ドックの委託料200人分を見込んでおります。

6款基金積立金の100万1,000円は、条例に基づく積み立て分と利息でございます。

7款諸支出金につきましては、保険税の還付金110万3,000円でございます。

次の139ページ、8款予備費につきましては、前年度と同額の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、恐れ入りますが129ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款国民健康保険税につきましては、県から示されました国保事業費納付金及び保健事業費などの必要な費用を加えまして、予算額2億1,222万円を見込ませていただきまして、前年度と比較し78万円の減でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税では296万円増の2億1,090万円を、2目退職被保険者等国民健康保険税では374万円減の132万円を見込ませていただいたところでございます。

2款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金では、保険給付費として8億961万3,000円を見込みまして、2節特別交付金では保険者努力支援制度交付金及び保健事業に係る補助金として1,103万7,000円を見込むものでございます。

次の130ページをお願いいたします。

3款繰入金につきましては8,669万円ございまして、内訳としまして1目一般会計繰入金、1節の保険税軽減分では3,102万7,000円のうち県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

2節の保険者支援分では、1,930万6,000円のうち国が2分の1を、町と県がそれぞれ4分の1を負担するものでございます。

この1節、2節を合わせました保険基盤安定繰入金5,033万3,000円の75%、金額にしまして3,774万9,000円を国と県が負担しているものでございます。

3節、職員給与費等繰入金では4人分を、4節助産費等繰入金では1件当たりの支給額42万円の3分の2は交付税措置され、10件分を見込んでおります。

5節財政安定化支援事業繰入金では、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化のための町が負担するものでございます。

4款繰越金では、前年度の繰越金として763万3,000円の計上でございます。

5款諸収入につきましては、次の131ページをあわせてごらんいただきまして、延滞金及び特定健診の受診者負担金等90万7,000円を計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度と比較いたしまして0.1%、60万円減の11億2,810万円とさせていただくものでございます。

140ページからは給与明細となりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、議案第22号 平成31年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

議案第22号 平成31年度長南町後期高齢者医療特別会計予算について。

平成31年度長南町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、後期高齢者医療特別会計につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に規定されております。資格の取得・喪失事務、あるいは保険料の徴収事務に係る経費を町特別会計予算でお願いするものでございます。

本年1月1日現在の被保険者数は1,752人で、前年同時期に比べ6人の増でございます。

それでは、別冊の予算書の149ページをお開き願いたいと思います。

平成31年度長南町の後期高齢者医療特別会計は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,780万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、155ページをお願いいたします。

1款総務費につきましては、168万6,000円をお願いするものでございまして、保険料の徴収事務にかかる電算処理委託料などでございます。その他財源は、一般会計からの事務費繰入金及び広域連合からの事務費補助でございまして、

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を合わせました1億1,257万1,000円を広域連合へ納付するものでございます。

3款保険事業費では、次の156ページをあわせてごらんいただきまして、人間ドック58件分の委託料等284万1,000円をお願いするものでございます。その他財源は、広域連合からの長寿健康増進事業補助金等及び一般会計繰入金でございまして、

4款諸支出金では、保険料の還付など20万2,000円を計上させていただいております。その他財源は広域連合からの保険料還付金等でございまして、

5款予備費では、前年度と同額の50万円を計上したところでございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

154ページにお戻りいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合議会の試算に基づきまして、31年度は7,948万円を見込んだところでございます。

なお、保険料率は2年間適用され、前年度と同様に均等割額は4万1,000円、所得割率は7.89%、賦課限度額は62万円でございます。

2款繰入金につきましては3,552万5,000円を見込みまして、1節の保険基盤安定繰入金では保険料軽減分の補填として県が4分の3を、町が4分の1を負担するものでございます。

3節の人間ドック助成繰入金では、国は平成30年度から人間ドック費用助成を段階的に廃止することとしており、平成31年度一般会計から149万1,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

3款繰越金では、前年度からの繰越金として68万円の計上でございます。

4款諸収入では、広域連合からの保険料の還付金、雑入での賦課徴収事務費及び人間ドックの助成に係る長

寿健康増進事業補助金など211万5,000円の計上をさせていただいております。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度と比較いたしまして1.6%、190万円増の1億1,780万円とさせていただくものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第21号 平成31年度長南町国民健康保険特別会計予算及び議案第22号 平成31年度長南町後期高齢者医療特別会計予算の概要の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第21号及び議案第22号の内容説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては2時20分を予定しております。

(午後 2時01分)

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時21分)

○議長（板倉正勝君） 議案第23号の内容説明を求めます。

福祉課長、荒井清志君。

〔福祉課長 荒井清志君登壇〕

○福祉課長（荒井清志君） それでは、議案第23号の内容につきまして説明させていただきます。

議案書の48ページをお願いいたします。

議案第23号 平成31年度長南町介護保険特別会計予算について。

平成31年度長南町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の予算書159ページをごらんいただきます。

平成31年度長南町介護保険特別会計予算でございます。

最初に、平成30年12月末現在の介護保険の状況を簡単に説明申し上げます。

65歳以上の第1号被保険者数は3,291名でございます。高齢化率は40.9%となりまして、昨年の同時期に比べますと0.9ポイント上昇しております。介護認定者は561名ございまして、このうち85.6%に当たる480名の方が、介護保険のサービスを利用されております。内訳でございますが、在宅で介護サービスを利用されている方が302名、施設で介護サービスを利用されている方が137名、地域密着型介護サービスを利用されている方が41名となっております。昨年の同時期に比べますと、ほんの少し増加したという状況となっております。この状況をベースに平成31年度予算は編成しております。

それでは、内容に入らせていただきます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億4,100万円と定めるものでございます。

第2条は、歳出予算の流用できる範囲を示したものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出から説明をさせていただきます。

169ページをお願いいたします。

まず、第1款総務費につきましては、前年度比239万3,000円増の2,499万7,000円をお願いするものでございます。特定財源のその他財源は、一般会計からの運営費の繰入金でございます。

1目の一般管理費につきましては、職員1名分の人件費と介護保険システムの委託料、使用料が主な内容でございます。前年度に比べまして293万3,000円ふえておりますが、第8期介護保険事業計画作成に向けて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託料250万円が増の要因となっております。

170ページをお願いいたします。

一番上の欄にあります介護保険さがせるnet使用料につきましては、インターネット上に介護保険関連の専門チャンネルが開設され、このチャンネルにアクセスするためのネット使用料となっております。

3項介護認定審査会費につきましては、904万9,000円をお願いするもので、認定審査に必要な調査員の賃金、かかりつけ医の意見書の作成料、広域市町村圏組合で行っております審査会への負担金などの予算計上でございます。

171ページをお願いいたします。

2款の保険給付費につきましては、認定者数、利用者数とも安定傾向であります。平成30年度の利用状況に基づく推計により、サービス必要量を見込み、全体では0.1%減、9億6,543万2,000円を計上したところでございます。

保険給付費全体の特定財源につきましては、それぞれの負担割合に基づき、国県支出金の介護給付費負担金及び調整交付金で3億7,640万8,000円。また、その他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からの介護給付費繰入金及び介護給付準備基金からの繰入金で3億9,425万3,000円でございます。在宅から施設に移行する認定者を見込み、1目の居宅介護サービス給付費と2目の地域密着型サービス給付費を減額し、3目の施設介護サービス給付費を増額したところでございます。

172ページをお願いいたします。

2項の介護予防サービス等諸費につきましては、要支援と認定された方の給付費となりますが、5%増の1,578万6,000円の計上でございます。

174ページをお願いいたします。

4款の地域支援事業費につきましては、4,856万7,000円をお願いするもので、ほぼ昨年並みの予算計上でございます。地域支援事業費の財源内訳につきましては、それぞれの負担割合に基づきまして、国県支出金の2,193万5,000円、またその他財源につきましては、支払基金からの交付金、一般会計からで1,584万9,000円でございます。

1項の介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、2,581万6,000円の計上で、この項で要支援者の訪問型サービス、通所型サービスの費用負担や介護予防事業に取り組む事業費を計上しております。

175ページをお願いいたします。

2項の包括的支援事業費につきましては、2,187万7,000円をお願いするものでございます。主な内容でございますが、包括支援センターの運営に係る人件費3名分のほか、次の176ページになりますが、3目の認知症総合支援事業費の中で、認知症初期集中チームに係る用を計上させていただいております。

1 節の報酬で認知症サポート医の報酬84万円、13節で長生郡市医師会への委託料として6万5,000円の計上でございます。

3 項の任意事業費は87万4,000円の予算計上となります。寝たきりの高齢者を在宅で介護する家族への支援事業等を行ってまいります。

続きまして、歳入について説明申し上げます。

166ページにお戻りください。

まず、1 款の保険料につきましては、65歳以上の方々からの保険料となります。平成30年度からは、第7期の保険料となっております。65歳到達者所得階層等を見込む中で、予算額は2億527万3,000円を見込んだところでございます。

3 款の国庫支出金から、次のページ、167ページの6 款財産収入と7 款寄附金を除きまして、8 款の繰入金までは、歳出の特定財源のところでご説明申し上げましたとおり、それぞれの法定の負担割合での歳入を見込んでおります。

167ページをお願いします。

8 款の繰入金のうち、1 項4 目の軽減費繰入金につきましては、前年度より消費税増税分を社会保障に充当する施策の一つとして、低所得者層に係る保険料を軽減する目的で交付されておるものでございます。平成31年度で128万4,000円を計上させていただくもので、この負担割合は国50%、県、町それぞれ25%となっておるところでございます。

2 項1 目の介護給付費準備基金繰入金の1,290万4,000円につきましては、介護給付費準備基金からの繰り入れを見込んだものでございます。

168ページをお願いします。

3 項4 目の雑入につきましては、介護予防普及啓発事業の利用料ほか46万9,000円を見込んでおります。

以上で、議案第23号 平成31年度介護保険特別会計予算の内容でございます。

大変雑駁な説明ではございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第23号の内容説明は終わりました。

議案第24号の内容説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第24号 平成31年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。

議案第24号 平成31年度長南町笠森霊園事業特別会計予算について。

平成31年度長南町笠森霊園事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、予算書の187ページをお願いいたします。

初めに、予算の編成に当たりましては、園内墓所の使用状況及び霊園事業の適切な管理運営を踏まえまして、

積算計上をさせていただいたところでございます。

墓所の使用状況についてですが、本年1月1日現在の墓所使用区画数は9,050区画で、管理区画数9,280区画に対する使用率は97.5%となっております。また、霊園施設は開園から40年が経過していることから、本年度におきましても、来園者が安全に使用できるよう、駐車場の区画線の更新や歩道の舗装修繕など、霊園施設の維持管理を目的とした工事等を計画させていただいたところです。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

平成31年度長南町の笠森霊園特別会計の予算は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,720万円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書により歳入からご説明させていただきますので、192ページをお開きください。

1款1項事業収入でございますが、今年度は4,938万9,000円を見込みまして、前年度と比較いたしますとマイナス2.7%、136万9,000円の減でございます。

1目墓所使用料でございますが、近年の動向といたしましては、販売実績が緩やかな減少傾向にあり、その実績等から販売区画数を40区画分といたしまして、1,129万円。

2目工事負担金でございますが、墓所使用料と同様の理由から、カロート工事14基分といたしまして49万5,000円。

3目墓所管理料でございますが、墓所の返還墓所数が近年多くなってきていることから、前年度と比較いたしまして53万5,000円減の3,552万2,000円。

4目施設使用料でございますが、実績等を踏まえ、前年度と比較しまして26万円減の208万2,000円を見込み、計上させていただきました。

2款財産収入4万3,000円、3款寄附金1,000円につきましては、前年と同額の予算を計上させていただきました。

4款繰入金につきましては、財政調整基金から668万円を繰り入れし、霊園施設費の委託料及び工事請負費に充当させていただくものでございます。

5款繰越金100万円は前年度と同額を、6款諸収入8万7,000円につきましては前年度並みとして計上させていただいたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

193ページをごらんください。

1款霊園総務費、1項1目霊園管理費でございますが、今年度は4,600万1,000円をお願いするものでございます。前年度と比較いたしますと7.2%、309万5,000円の増でございます。主な内容でございますが、人件費では一般職2名の給料を、また賃金では非常勤職員3名分を計上させていただきました。11節需用費では、消

耗品納入通知書等の印刷製本費、施設の光熱水費のほか346万5,000円、12節役務費では、管理料納入通知書等の郵便料、コンビニ収納の手数料、電話料のほかで224万2,000円、13節委託料では、管理料の納付にかかわる電算処理委託料、園内の清掃委託料ほかで1,752万9,000円を計上させていただきました。

194ページをお開きください。

14節使用料及び賃借料では、霊園管理システム、複写機、防犯カメラの使用料で236万2,000円、19節負担金補助及び交付金154万9,000円、23節償還金利子及び割引料34万6,000円、25節積立金100万円は前年度と同額を計上させていただき、27節公課費167万3,000円は消費税納付分といたしまして計上をしました。

195ページをごらんください。

2款霊園施設費、1項1目霊園施設費でございますが、1,014万9,000円をお願いするものでございます。有害獣の被害防止柵の設置の工事が完了したことによりまして、前年度と比較いたしますとマイナス49.4%、989万5,000円の減でございます。主な内容でございますが、13節委託料では、芝生墓所における芝の管理委託として203万2,000円、15節工事請負費では、園内駐車場の区画線の更新及び歩道の舗装修繕等の維持工事として550万円を計上させていただきました。

3款公債費5万円、4款予備費100万円につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上、歳入歳出の総額は、前年度と比較しましてマイナス10.6%、680万円減の5,720万円をお願いするものでございます。

なお、196ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第24号 平成31年度長南町笠森霊園事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第24号の内容説明は終わりました。

議案第25号の内容説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第25号 平成31年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の50ページをお開きください。

議案第25号 平成31年度長南町農業集落排水事業特別会計予算について。

平成31年度長南町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書の205ページをお開きください。

初めに、農集処理区域3処理区全体の平成31年1月末現在の接続状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

加入戸数につきましては1,090戸で、そのうち接続戸数895戸、前年度比12戸増の接続率では82.1%という状況でございます。適切な維持管理に努めているところでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

平成31年度長南町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

1条により、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,570万円とさせていただくものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、一時借入金でございますか、地方自治法の規定によりまして、借入れの最高額は2,000万円と定めさせていただくものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入から説明させていただきますので、210ページをお開きいただきたいと思っております。

1款1項1目農業集落排水事業分担金でございますが、84万円で、新規加入といたしまして2戸分の負担金を見込ませていただいたところでございます。

2款1項1目処理施設使用料でございますが、4,185万8,000円で、消費税増税分を見込んだものでございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金でございますが、200万円。これにつきましては、芝原処理施設の機能診断業務委託料の補助金でございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、1億7,000万円で、前年度比300万円の増をお願いするものでございます。これにつきましては、芝原処理施設の機能診断実施などによる増と公債費に充てさせていただくものでございます。

5款1項1目繰越金でございますが、前年度と同額の100万円を計上させていただくものでございます。

次に、歳出についてご説明させていただきますので、211ページをごらんいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、781万2,000円をお願いするものでございます。この内容につきましては、2節、3節、4節は職員の人件費関係でございます。11節需用費、12節役務費につきましては事務的経費でございます。13節委託料では、使用料金算出に当たっての料金管理システムの処理保守委託料として11万2,000円を、14節使用料及び賃借料93万6,000円は料金管理システムの使用料でございます。19節負担金補助及び交付金は、総合事務組合負担金が主なもので、65万3,000円でございます。

212ページをお開きいただきたいと思っております。

27節公課費は93万9,000円で、自動車重量税と消費税でございます。

2款事業費、1項1目施設管理費でございますが、4,324万3,000円をお願いするものでございます。13節委託料では3カ所の処理場と中継ポンプ等の維持管理費用及び芝原処理区の施設機能診断業務委託料443万3,000円が主な内容でございます。15節工事請負費につきましては、管路の施設維持工事といたしまして60万円の計上をさせていただきました。

3款公債費、213ページになりますが、1項1目元金は1億3,521万5,000円。2目利子につきましては2,843万円で、合わせまして1億6,364万5,000円を計上させていただきました。これは地方債の償還金でございます。

4款予備費につきましては、前年度同額の100万円の計上をさせていただいたところでございます。

歳入歳出合計それぞれ2億1,570万円、前年度と比較して550万円の増をお願いするものでございます。

なお、214ページ以降は、給与費明細書等でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、議案第25号 平成31年度長南町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明でございましたが、ご審議賜り、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで議案第25号の内容説明は終わりました。

議案第26号の内容説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第26号の内容につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の51ページをお願いいたします。

議案第26号 平成31年度長南町ガス事業会計予算について。

平成31年度長南町ガス事業会計予算を別冊のとおり提出する。

平成31年2月28日提出、長南町長、平野貞夫。

予算書は別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では、平成31年度長南町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによらせていただきます。

第2条、業務の予定量でございます。第1号、供給戸数は4,617戸、第2号、年間供給量は875万2,000立方メートル、第3号、1日平均供給量は2万3,913立方メートルでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めさせていただくものでございます。

収入でございます。

第1款ガス事業収益6億8,869万5,000円、前年度比384万9,000円、0.6%減としております。

各項につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款ガス事業費用6億8,463万9,000円、前年度比341万9,000円、0.5%減としております。

次に、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めさせていただくものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,002万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに建設改良積立金で補填をするものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入5,066万円で、前年度比1,655万6,000円の増額としております。

各項につきましては、予算実施計画で説明をさせていただきます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出2億2,068万2,000円で、前年度比945万1,000円、4.7%減でございます。

次に、5条、企業債でございますが、本支管整備事業で限度額は5,000万円としております。なお、起債の方法、利息、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、3ページでございます。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定めさせていただきます。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、記載のとおりでございます。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、職員給与費5,891万9,000円とするものでございます。

第9条、棚卸資産の購入限度額でございますが、1,000万円と定めさせていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

平成31年度ガス事業会計予算実施計画でございます。収益的収入及び支出の内容でございますが、初めに収入でございます。

1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上ですが、6億5,974万4,000円、前年度比59万円の増額でございます。販売量を前年度比2万立方メートル増の875万2,000立方メートル、0.4%増としたものでございます。うち小口供給分では、一般家庭などは減少するものの、睦沢町の道の駅が9月オープン予定とすることから2万立方メートルの470万2,000立方メートルを、大口供給では酒悦工場及び佐久間工場の2社で405万立方メートルと、前年度と同量としております。

次に、2項営業雑収益、1目受注工事収益は、93件分の内管工事収益を計上しております。

2目器具販売収益ではガス漏れ警報器でございます。

3項営業外収益では、長期前受金戻し入れ、消費税還付金、雑収入などを計上しております。

次に、5ページをお願いいたします。

支出の内容でございます。

1款ガス事業費用、1項売上原価、1目ガス売上原価は3億8,130万5,000円で、前年度比492万3,000円、1.3%増としております。販売量増に伴い、895万8,000立方メートルの原ガス購入でございます。

2項供給販売費でございますが、2億2,840万8,000円で、前年度比200万3,000円、0.9%減としております。

1目から8目までは、職員2名分の人件費でございます。

9目修繕費1,385万8,000円、前年度比1,200万円の減でございます。長南2号ガスホルダー開放検査が完了したことによる減額でございます。その他ガス工作物修繕及び検満メーターの改修等に係るものでございます。

10目特別修繕引当金繰入額900万円は、次のガスホルダー開放検査の積立金でございます。

18目委託作業費2,892万2,000円ですが、各家庭の消費機器調査、導管漏えい検査、検針業務等でございます。コスト増により前年度比428万7,000円の増額となっております。

次に、6ページでございます。

3項一般管理費では、予定額4,009万6,000円でございます。

2目から7目までは、職員3人分の人件費でございます。

10目の賃借料874万円は、財務会計システム及びガス料金システム等の賃借料でございます。

4項営業雑費用は内管受注工事費用93件分を、5項営業外費用では企業債利息等を計上しております。

次に、7ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございます。

1 款 1 項 1 目企業債ですが、前年度比2,000万円増の5,000万円を借り入れ、白ガス管改善工事の財源に充当いたします。

2 項 1 目工事負担金66万円は、新規加入など他工事に伴う負担金でございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款 1 項建設改良費 1 億8,993万円で、前年度比954万1,000円、4.7%減としております。主に舗装本復旧工事負担金の減額によるものでございます。白ガス管入れかえ工事でございますが、本年度16路線0、約3.2キロメートルを予定しております。31年度末白ガス管の全延長は4.5キロメートルとなる見込みでございます。

白ガス管入れかえ工事につきましては、来年の2020年度完了を目指してまいりましたが、資材、労務費の上昇により工事費が増加し、財源不足のため、1年延期の2021年度を完了見込みとするものでございます。

次、8ページをお願いいたします。

平成31年度ガス事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。

右側下の行になりますが、各業務の合計額の資産増加額は企業債増等により、35万円の増額となり、31年度資金期末残高は1億1,191万4,000円でございます。

9ページにつきましては注記事項となります。

次に、10ページをお願いいたします。

平成31年度ガス事業会計予定損益計算書でございます。平成31年度末での1年間のガス事業の経営状況を税抜きでお示したものでございます。1の営業収益から5の営業外費用までを算出しました収益的収支によります当年度純利益は、右側下から3行目になりますが、27万4,000円を見込むものでございます。当年度未処分利益剰余金は642万円を見込むものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

平成31年度ガス事業会計予定貸借対照表でございます。ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成31年度末時点において保有する全ての資産負債及び資本を総括的にあらわしたものでございます。

資産の部では、1の固定資産、2の現金預金などの流動資産の合計で、一番下の二重線になりますが、資産合計は17億474万1,000円となります。

次に、12ページでございます。

負債の部では、企業債などの負債合計8億3,960万3,000円となります。資本の部では資本金及び剰余金の合計で8億6,513万8,000円となり、一番下の二重線の合わせました負債資本合計では17億474万1,000円となります。

11ページの資産合計と負債資本合計が複式、記帳の法則により、双方ともに同額となっております。

13ページから17ページにつきましては、給与明細書となっております。

また、18ページは債務負担行為に関する調書でございます。

19ページ以降につきましては、参考資料として予算実施計画を長南町、睦沢町に向けた内容でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第26号 平成31年度長南町ガス事業会予算の内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） これで議案第26号の内容説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第26号までの内容説明は終わりました。

お諮りします。

日程第7、議案第1号 長南町森林環境譲与税基金条例制定についてから日程第33、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑・討論・採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号から日程第33、諮問第1号までについては、後日、質疑・討論・採決をすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日1日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで解散とします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時02分)